

沖縄県共生社会条例に関するアンケート

にご協力ください

パソコン・スマートフォンからも回答することができます。



パソコン・スマートフォンから回答される方は、QRコードからアクセスしてください。

共生社会条例については、県のホームページを参照ください



共生社会条例について、詳しく知りたい方は、沖縄県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

本アンケートは、県民の皆様のご意見を参考に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の見直しを検討するために実施するものです。

なお、特定の個人又は団体を誹謗中傷する内容、または差別的・排他的な表現が含まれる回答については、アンケート実施者の判断により分析・集計の対象から除外する場合があります。ご了承くださいますようお願いいたします。

【注】「障害」表記については「障がい」や「障碍」と表記する例もありますが、このアンケートでは、法令等において用いられている「障害」表記で作成しています。

問1 アンケートを回答する方の情報

問1-1 あなたの年齢を教えてください。

 才

問1-2 あなたの性別を教えてください

(該当する項目へ1つだけチェックしてください)

男 女 答えたくない

その他

問1-3 あなたの住んでいる市町村を教えてください

市町村名

問1-4 あなたは心身に障害（身体の不自由さ、理解やコミュニケーションの難しさ、心の不調が続くこと等）がありますか

(あてはまるものを1つだけ選んで数字を記入してください)

1_ある

2_ない

3_わからない

回答欄

**問1-5 このアンケートを回答するに当たって、手伝ってくれた方が
いれば教えてください**

(あてはまるものにすべてにチェックしてください。複数選べます)

家族

先生

友人

その他



問2 共生社会条例について

- ・共生社会条例は、正式名称を「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」と言い、平成25年に制定された沖縄県の条例です。
- ・この条例は、障害のある人もない人もみんなが暮らしやすい街を作ることを目的に、障害を理由とした差別の禁止や、障害のある方に対する合理的配慮の提供の義務などを規定しております。
- ・共生社会条例について、詳しく知りたい方は県ホームページを参照ください。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/shogaifukushi/1006724/1006739.html>

問2-1 沖縄県には、障害を理由にした差別を禁止し、差別をなくすための取り組みについての決まり事（障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例：共生社会条例）があることを知っていましたか

（あてはまるものを1つだけ選んで数字を記入してください）

- 1 知っている 2 聞いたことはある
3 はじめて聞いた・知らなかった

回答欄

※「1 知っている」又は「2 聞いたことがある」と回答した方は問2-2へ、

※「3 はじめて聞いた・知らなかった」と回答した方は問2-3へ)

問 2-2 (問 2-1 で「知っている」又は「聞いたことがある」と回答した方へお聞き

します。)

「共生社会条例」を知った（又は聞いた）きっかけを教えてください

(あてはまるものにすべてにチェックしてください。複数選べます)

- テレビ・ラジオ・新聞で知った
- 案内チラシやポスターで知った
- イベントや講演会などで知った
- 周りの人から教えてもらった
- SNS・国や地方公共団体のホームページで知った
- その他

問 2-3 あなたが小さかったときやそれより前のことを大人から聞いたり、テレビや本で知ったりする中で、だいたい 10 年以上前と、今現在とを比べると、障害がある人の生きづらさは少なくなっていると思いますか

(あてはまるものを 1 つだけ選んで数字を記入してください)

- 1 障害のある人の生きづらさは少なくなった
- 2 どちらかというと障害のある人の生きづらさは少なくなった
- 3 どちらかというと障害のある人の生きづらさは多くなった
- 4 障害のある人の生きづらさは多くなった

回答欄

問 2-4 (問 2-3 の) 回答理由を教えてください

(回答理由)

問3 合理的配慮について

・合理的配慮とは

日常生活や社会生活の中で、障害のある方が困っていると伝えられた時に、できる限り手伝いや支援を行う事です。

＜困っている事例＞

ホームと電車の間の隙間や段差 など

障害があることを理由に受験や免許などの付与を制限する など

視覚に頼ったタッチパネル式のみの操作盤 など

かわいそうな存在だと決めつけたりする など

問3-1 障害がある人は、障害がない人といっしょに、同じように、学校で学んだり、働いたり、生活したりするために、負担が大きすぎない必要な助け（調整や変更：合理的配慮）をしてほしいと、学校や会社やお店に求めることができ、相手はその求めに応じないといけないということが法律で決められた事は知っていますか

（あてはまるものを1つだけ選んで数字を記入してください）

1 知っている 2 聞いたことはある

3 はじめて聞いた・知らなかった

回答欄

※「1 知っている」又は「2 聞いたことがある」と回答した方は問3-2へ、

※「3 はじめて聞いた・知らなかった」と回答した方は問3-3へ

問 3-2 (問 3-1 で「知っている」又は「聞いたことがある」と回答した方へお聞き

します。)

合理的配慮を知った（又は聞いた）きっかけを教えてください

(あてはまるものにすべてにチェックしてください。複数選べます)

- テレビ・ラジオ・新聞で知った
- 案内チラシやポスターで知った
- イベントや講演会などで知った
- 周りの人から教えてもらった
- SNS・国や地方公共団体のホームページで知った
- その他

問 3-3 あなた自身、もしくは周りの人のことで、障害のある人への配慮を求めたこと、又は、障害のある人から配慮求められたことはありますか

- 1 ある 2 ない 3 わからない

回答欄

※ 「1 ある」と回答した方は**問 3-4**へ、

※ 「2 ない」又は「3 わからない」と回答した方は**問 4-1**へ)

中学生・高校生へのアンケート

問 3-4 (問 3-3 で「1 ある」と回答した方へお聞きします。)

それはどんな内容ですか？また、解決しましたか？解決した場合も解決しなかった場合もくわしく教えて下さい。

(回答欄)

問4 障害のある人への差別・偏見について

問4-1 次の①、②、③のいずれかの経験はありますか。

①障害を理由にして、嫌なことをされたり、嫌なことを言われたこと

②あなた自身が障害のある人が嫌がるようなことをしたり、嫌がることを言ってしまったこと

③他の人が障害のある人が嫌がるようなことをしたり、嫌がることを言っているのを目撃したこと

(あてはまるものを1つだけ選んで数字を記入してください)

1 ある 2 ない 3 わからない

回答欄

※「1 ある」と回答した方は問4-2へ、

※「2 ない」又は「3 わからない」と回答した方は問4-5へ)

問 4-2 (問 4-1 で「ある」と回答した方へお聞きします。)

それはどのような場面でしたか

(あてはまるものにすべてにチェックしてください。複数選べます)

- 病院
 - 行政窓口
 - 公共交通機関
 - 障害福祉サービス事業所
 - 職場・就労
 - 学校・教育
 - 民間事業所（企業）
 - 近所や地域活動
 - メディアやSNS
 - その他

問 4-3 (問 4-1 で「ある」と回答した方へお聞きします。)

嫌なことをされたり（もしくはしたり）、言われたり（もしくは言ってしまったり）、目撃した内容を教えてください（複数回答できます）

(回答欄)

問 4-4 (問4-1で「ある」と回答した方へお聞きします。)

嫌なことをされたり、嫌なことを言われたり目撃した時、あなたはどうしましたか

(あてはまるものにすべてにチェックしてください。複数選べます)

- 何もしなかった
- 相手へ注意又は指摘をした
- 学校の先生や家族など身近な人に相談した
- 役所へ相談した
- その他

問 4-5 障害のある人への差別が解消された事例がありましたら教えてください

(回答欄)

問5 共生社会の実現に向けて

問5-1 今の沖縄県は、障害のある人にとって優しい県だと思いますか

(あてはまるものを1つだけ選んで数字を記入してください)

- 1 優しい県だと思う
- 2 どちらかというと優しい県だと思う
- 3 どちらかというと優しくない県だと思う
- 4 優しくない県だと思う

回答欄

問5-2 (問5-1で) どうしてそう思ったのかを教えてください

(回答欄)

問 5-3 今、共生社会条例をよりよくするための議論が始まったところです。障害のある人もない人もみんなが暮らしやすい社会を作るため、あなたが思う、何か盛り込ん方がいいと思う事やアイデアはありますか

(回答欄)

問 5-4 その他、共生社会の実現に関するご意見があれば、聞かせてください

(回答欄)

問 5-5 共生社会条例や合理的配慮に関する勉強会などがあれば、参加したいですか

(あてはまるものを1つだけ選んで数字を記入してください)

1 はい 2 いいえ

回答欄

~~~~アンケートは以上となります。

御協力ありがとうございました。~~~~

## 紙アンケートの回答方法

### 方法① 郵送にて回答する

→郵送先：〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

### 方法② FAXにて回答する

→FAX番号：098-866-6916（沖縄県庁障害福祉課）

### 方法③ メールにて回答する

→メールアドレス：aa029017@pref.okinawa.lg.jp